

### \*\*\* 被扶養者調査「証明書類」について \*\*\*

収入額と生計維持関係を確認する為に、必要な書類です。

該当者	必要書類	発行場所	その他、注意事項
<p>★16歳以上の被扶養者</p> <p>※「学生」は提出不要</p> <p>令和5年6月以降新規認定者、令和5年1月1日に海外居住者であった場合も提出は不要です。</p>	<p>区町村民税の証明書 (名称の例) 「(非)課税証明書」 「所得証明書」 「住民税証明書」 ※市区町村によって名称が違いますので、上記のうちいずれか</p>	<p>市区町村役場  (令和5年1月1日現在に住民票があったところ)</p>	<p>現在取得できる、最新の証明書 タイトル: 令和5年度(内容: 令和4年1月～令和4年12月の所得) <b>★記載項目に「収入額・所得額」欄がある証明書。</b> ※市区町村役場の窓口でご確認して下さい。</p> <p>収入なしの場合も、0円または、空欄、*で記載されて、発行されます。</p>
<p>★学生(高校生以上)</p>	<p>「学生証」のコピーまたは 「在学証明書」</p>	<p>各学校</p>	<p>通信制の場合は、市区町村民税の証明書もご提出下さい。 予備校生は、予備校の生徒証等のコピー</p>
<p>★別居の家族 ※注1</p>	<p>仕送りの証明 金融機関で振込をした控えのコピー</p>	<p>金融機関</p>	<p>振込みをした金融機関の控えコピー(1年分) 振込み人(被保険者)と受取人(被扶養者)の名前が記載されたもの。</p>
<p>★年金受給者 ※個人年金含む</p>	<p>直近の「支払い通知書」または「年金改定通知」のコピー</p>	<p>日本年金機構等</p>	<p>遺族年金、恩給、障害年金も含む</p>
<p>★自営業または給与以外の収入がある者 (事業所得・営業所得・不動産所得・雑所得・農業所得等)</p>	<p>「確定申告」「収支内訳書」のコピー ※注2</p>	<p>税務署</p>	<p>※令和5年11月改訂 <b>自営業の所得は、総収入－「直接的必要経費」で計算します。</b> 健保組合が認めた「直接的必要経費」は、税法上の経費とは異なります。 ※詳しくは健保HPの「直接的必要経費一覧」をご覧ください。</p>

#### ※注1

下記の方は、別居でも「仕送り証明」の提出は不要です。

- ①本来同居であるが、被保険者が「単身赴任」で別居をしている家族
- ②「学生」で、通学の為に別居している子供
- ③本来同居であるが、施設(老人・障害)に入所する必要がある別居している家族(施設に入所している「入所証明」が必要です)

#### ※注2

税務署へ確定申告はせず、市区町村役場へ「市町村民税」の申告をしている場合は、その申告書の写しを提出して下さい。